

なくす会ニュースレター

〒330-0064

さいたま市浦和区岸町 7-11-5 県生協連内

Tel048-844-8971 Fax048-844-8973

<http://saitama-higainakusukai.or.jp/>

埼玉消費者被害をなくす会は、認定NPO法人の認定取得をめざします！！

昨年6月、「NPOに関する税制」と「NPO法」が改正されました。

埼玉消費者被害をなくす会は、2004年11月にNPO法人として認証を受け、これまで8年間、消費者被害の未然防止に向けた活動をすすめてきましたが、法改正により、認定NPO法人の認定要件が緩和・簡略化されたこと、また、早期制定が望まれる「集団的消費者被害回復に係る訴訟制度」の手続き遂行主体として適格消費者団体の役割が期待されていることから、会の組織基盤強化に向けて、認定NPO法人の取得をめざすこととしました。

認定NPO法人制度とは

認定NPO法人制度は、NPO法人への寄付を促すことにより、NPO法人の活動を支援するために税制上設けられた制度です。NPO法人のうち、一定の要件を満たすと認められた法人自身も様々な税金の優遇が受けられるものです。

これまで国税庁長官が認定を行ってきましたが、昨年の法改正により、所轄庁である都道府県(政令指定都市)が認定を行う認定制度に変わり、新制度がいよいよこの4月1日からスタートします。

個人が認定NPO法人に対して寄附をすると

寄附をした年分の総所得金額等の合計額から控除することができます。

◆所得税(国税)の寄附金控除で所得控除または税額控除いずれかを選択できます。

「所得控除」＝寄附金額－2,000円(所得金額の40%相当額が上限)が対象

「税額控除」＝(寄附金額－2,000円)×40%(所得税額の25%相当額が限度)

法人が認定NPO法人に対して寄附をすると

一般の寄附金の損金算入限度額とは別に、別枠の損金算入限度額が設けられており、その当該損金算入限度額の範囲内で損金参加できます。

認定NPO法人となることで

なくす会への寄附が促され、活動をさらに広げていくきっかけにしていければと考えています。

●認定NPO法人をめざしていくなかで、事業の公益性を判定するパブリック・サポート・テスト(PST)に沿って、賛助会員を増やし、会の基盤をしっかりとものにします。

また、消費者被害の未然防止に向けたなくす会の活動が改めて評価され、社会的信頼性の向上につながられるよう、事業の取り組みを強めます。

認定申請に向けて

今後、2012年度中の認定取得をめざし、団体会員・個人会員の皆様にも順次、お知らせとお願いをおこなってまいりますので、よろしくお願い致します。

「私はだまされない」そんなアタタを狙ってる

埼玉消費者被害をなくす会と越谷市消費生活研究会(越谷市)の共催で、2012年2月20日(10時～12時)、北越谷地区センター・公民館において開催し、36人の参加がありました。

寸劇 「出会い系サイト」とは知らなくて

越谷市消費生活研究会

若者が利用するものと思いがちな「出会い系サイト」ですが、相談相手を募集するサイトからいつの間にか誘導され、高額な利用料を請求されたなど、高齢者が被害にあう相談が増えています。人助けと思い相談相手になり、高額な料金請求の被害にあった父親が、母や隣人の助言で消費生活センターに相談するまでを演じました。



講演 「「私はだまされない」そんなアタタを狙っている」

弁護士 池本誠司氏



《実際の事例から》

- ・アルバイト先検索から出会い系サイトに誘導された。メール交換するためにポイント代として40万円使ってしまった。
- ・事業拡大と称し、銀行預金より有利とうたう社債の勧誘。訪問を繰り返すうちに話し相手として密接な付き合いになり、社債を1200万円購入。その後社員と電話が通じなくなった。

『騙される方がおかしい』と思うかもしれないが、よくわからないうちに予測できないところへ誘導されるなど、個人では手口を見極めるのが難しい時代になっています。不安や孤独感を抱えている人に付け込み、善意を引き出し被害を誘引する巧妙な勧誘も増加しています。目的が“出会い”ではないケースも多く、《出会い系サイト》という言葉自体不適切になっています。

《消費者被害の防止に向けて》

『地域の高齢者見守りネットワーク』の構築が望まれます。相談窓口の整備と周知や、訪問販売お断りステッカーの配布などの啓発活動等も必要です。相談窓口の整備や“あっせん”での相談処理を増やすよう行政にも要望しましょう。また、一度断ったのに訪問販売の勧誘を続けると違法で、行政処分の対象になります。契約に至らないケースでも消費生活センターへ通報するなど、自分が消費者被害に遭わないための知識と自衛力を培うだけでなく、周囲の知人の被害への気付きや相談に結びつける力をつけましょう。

参加者から質疑応答

Q 国や行政の動き、自分たちのとるべき行動は？

A 国では集団的消費者被害救済制度を作ろうとしています。被害にあったら自分の被害回復とともに新たな被害防止のために相談・情報提供をする、消費者個人も知識をつけて問題業者の情報を集約するなど、消費者市民力を向上させることが大切です。

感想

- ・寸劇を導入したことで、自分の身に引きつけて考えられてよかった。
- ・“私だけは”との思いがありましたが、今回は大変勉強になりました。

『消費者被害アンケート・めやすばこ』 《訪問販売・電話勧誘》についてアンケートを行いました！

◆実施期間：2011年10月11日～12月10日

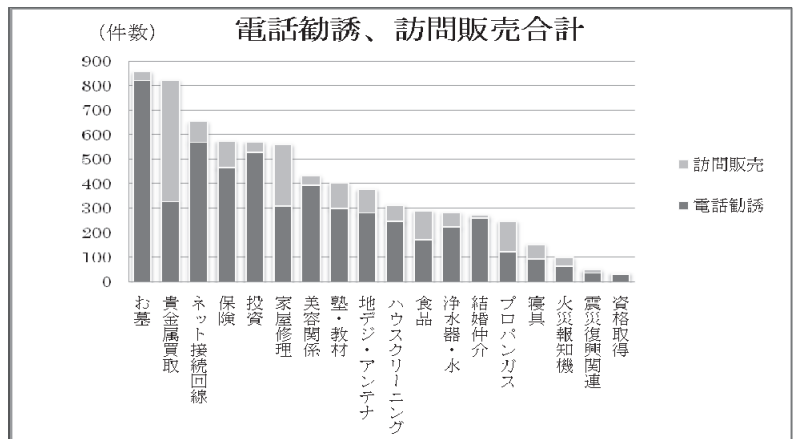
◆回収枚数：1508枚 有効回答：1505枚 (99.8%)

◆回収構成比：男性 9.8% 女性 87.2% 不明 3.0%

◆電話勧誘、訪問販売を受けたことがある件数のトップ5 (複数回答)

	1	2	3	4	5
電話勧誘	お墓 (15.6%)	ネット接続回線 (10.8%)	投資 (10.0%)	保険 (8.9%)	美容関係 (7.5%)
訪問販売	貴金属買取 (28.3%)	家屋修理 (14.4%)	プロパンガス (7.0%)	食品 (6.7%)	保険 (6.2%)
電話勧誘・訪問販売合計件数	お墓 (12.2%)	貴金属買取 (11.8%)	ネット接続回線 (9.3%)	保険 (8.2%)	投資 (8.2%)

- ・電話勧誘を受けた、一人あたりの件数 3.48件
- ・訪問販売を受けた、一人あたりの件数 1.16件
- ・その他の被害として、太陽光発電、オール電化に関する勧誘の記入が多くありました。



◆電話勧誘や訪問販売の際に困ったこと

しつこく勧誘 (42%) 電話切りづらい(38%) なかなか帰らず (15%)
身分偽り(3%) 強引に上がり込み (1%) 良く分からず契約した (1%)

◆トラブル後の経過

相談していない、あきらめた 7件 事業者と話し合い解決した 5件
内容、結果とも未記入 5件 消費生活センターに相談 3件

《今回の調査から見えてきたこと》 投資に関する電話勧誘が3位、訪問販売との合計でも5位となっているなど、投資に関する勧誘が増加しています。また、訪問販売のうち、およそ1/3にあたる約28%が貴金属買取という結果で、いわゆる押し買い（訪問買取）が昨年度から今年度にかけて激増しています。

トラブルになってもどこにも相談していない、あきらめたという回答も多く、ささいなトラブルでもあきらめることなく行政の窓口相談したり、クーリング・オフをするなど、消費者自身が学び、力をつけ行動することが大切です。

また、1508枚中、789枚（52.4%）を無作為抽出し集計したところ、一人当たりの電話勧誘を受けた件数は、20～40代が2.77件、50～70代以上で4.29件と、大きな差が出ました。訪問販売を受けた件数は、20～40代が1.15件、50～70代以上が1.29件と差は少なく、電話勧誘の数値と比較すると、20～40代の訪問販売を受けた件数の割合が多いように見受けられます。訪問販売に対する警戒心が薄いことが危惧され、世代にあった啓発の必要性を感じます。

なくす会では今後も学習会やニュースレター、ホームページなどを活用して消費者への啓発、被害の未然防止活動を推し進めていきます。

《なくす会 この間の活動》

適格消費者団体の認定の有効期間の更新が認められました！！

2012年2月1日付で更新認定を受けました。認定有効期間は2012年3月5日から3年間です。

【現在取り組んでいる事案】

- * 賃貸住宅事業者：賃貸借契約書、入居者規約について2011年11月に差止請求兼申入れを行い、改訂後の約款についても検討を重ねています。
- * 着物レンタル事業者：オーダーレンタルのキャンセル料発生の利用日基準を求め2012年2月、再度問合せ兼申入れ書を送付。3月、事業者から改善された利用規約を受理しました。
- * 軽未使用車販売事業者：自動車注文書約款について2010年10月から事業者と交渉を行ってきましたが、2012年2月改定注文書を受理し、また改定前の注文書が使用されていないことも確認しました。
- * 探偵社：新約款の契約条項の趣旨の不明確な部分について、再問い合わせを行いました、新たな回答が得られないため、今後の進め方について検討中です。
- * 美容クリニック：3事業者の広告表示について、景品表示法の優良誤認にあたることから2012年2月申入れを行い、それぞれ改善する旨の回答を受理しましたが、改善内容が不明確なことから再問合せを行っています。
- * ゲームサイト事業者：利用規約のサービスの変更、中止に関して2012年3月問合せを行いました。事業者からの回答待ちの状態です。
- * 他、複数の事業者の規約等に対し、問合せ、申入れなどについて検討しています。

【活動委員会活動】

- * 広告表示改善要望 ◆住宅リフォーム事業者：No.1表示の削除が確認出来ましたので、今回の改善要望は終了としました。◆飲料通販事業者：価格に関する条件表示の文字の大きさが依然改善されていないことから、今後の扱いについて検討中です。◆化粧品販売事業者：使用上の注意・返品に関する表示の大きさが改善されたため、今回の要望は終了としました。◆フィットネス事業者：月会費等に関する表示に疑問点が多いことから、問合せ文を送付しました。◆通信販売事業者：価格、品質についての疑問点の問合せ文を送付しました。

【この間の会議・他】

- 活動委員会：第7回 2/14、第8回 3/14
- 国民生活センターとの懇談会 2/16
- 消費者関連法制の整備を求める院内集会 2/16
- 第12回適格消費者団体連絡協議会 3/17

新年度会費納入のお願い

2012年4月1日より2012年度の事業が始まります。会員の皆様には、新年度（2012年4月1日～2013年3月31日）の会費の納入をお願い致します。

なくす会の活動は皆様からの会費と寄付により支えられています。現在法案化がすすめられている『集団的消費者被害回復に係る訴訟制度』を担う団体になるためにも基盤の強化が必要です。皆様のご支援をお願いします！！（会員登録、寄付について詳しくはHPの会員案内をご覧ください。）

* 商品事故・契約トラブルにあった時は最寄りの消費生活支援センターや市町村の消費者相談窓口へ相談しましょう。**埼玉県消費生活支援センター（埼玉県生活科学センター内） TEL048(261)0999**

* 「消費者ホットライン」では身近な消費生活相談窓口をご案内。（郵便番号入力が便利）

全国共通の電話番号 0570-064-370（ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ 守ろうよ、みんなを）

土日祝日など、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、毎日（年末年始を除く）利用が可能です。